

3 1 - 1 (1)



Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

【蘭越町】面会への回答

1 件のメッセージ

総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>

2023年8月24日 11:04

To: KazuyaNomura <webpbi@gmail.com>

野村 一也 様

いつも大変お世話になっております。蘭越町 坂野です。

町長・副町長への面会ですが、弁護士に相談したところ「係争中に相手方と会うのは控えるべき」とのことでした。

聞きたい内容については、係争中の内容にも係わることなので、会って話するのは控えたいと思います。

ただ、係争中の内容以外のことでしたら、お答えすることは可能ですので、文書で質問いただければ可能な限り文書で回答させていただきます。

* * * * *

〒048-1392 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

蘭越町総務課 主幹 坂野 孝洋

TEL : 0136-55-6831 FAX : 0136-57-5112

Email : soumuka@town.rankoshi.lg.jp

* * * * *



Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

Re: 【蘭越町】面会への回答

1 件のメッセージ

Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

2023年8月24日 12:03

To: 総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>

坂野殿

坂野さんの文章は、次のどちらなのか、主語をはっきりさせてください。

1. 町長と副町長は、弁護士に相談した結果を受けて、「係争中に相手方と会うのは控えるべき」と発言した。
2. 町長と副町長は、弁護士が「係争中に相手方と会うのは控えるべき」と言ったと主張した。

なお、係争中の内容は、名誉棄損等を不法行為とした損害賠償請求なので、今回の請求に関連していません。
上記1と2のどちらであっても、弁護士判断を材料とするのであれば、弁護士の名前と連絡先を教えてください。
弁護士の名前さえ明らかにしない場合、理由を付け加えてください。

よろしくお願いします。

野村

2023年8月24日(木) 11:18 総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>:

野村 一也 様

いつも大変お世話になっております。蘭越町 坂野です。

町長・副町長への面会ですが、弁護士に相談したところ「係争中に相手方と会うのは控えるべき」とのことでした。

聞きたい内容については、係争中の内容にも係わることなので、会って話するのは控えたいと思います。

ただ、係争中の内容以外のことでしたら、お答えすることは可能ですので、文書で質問いただければ可能な限り文書で回答させていただきます。

〒048-1392 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

蘭越町総務課 主幹 坂野 孝洋

TEL : 0136-55-6831 FAX : 0136-57-5112

Email : soumuka@town.rankoshi.lg.jp

3 1 - 1 (3)



Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

【蘭越町】面会への回答

総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>

2023年8月25日 12:41

To: KazuyaNomura <webpbi@gmail.com>

野村 一也様

いつも大変お世話になっております。蘭越町 坂野です。
弁護士の名前は、土田慧（つちだ けい）さんで連絡先のメールアドレスは
sasakilaw@icloud.com です。

〒048-1392 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

蘭越町総務課 主幹 坂野 孝洋

TEL : 0136-55-6831 FAX : 0136-57-5112

Email : soumuka@town.rankoshi.lg.jp

> 坂野殿

>

> 坂野さんの文章は、次のどちらなのか、主語をはっきりさせてください。

>

> 1. 町長と副町長は、弁護士に相談した結果を受けて、「係争中に相手方と会うのは控えるべき」と発言した。

>

> 2. 町長と副町長は、弁護士が「係争中に相手方と会うのは控えるべき」と言ったと主張した。

>

> なお、係争中の内容は、名誉棄損等を不法行為とした損害賠償請求なので、今回の請求に関連していません。

> 上記1と2のどちらであっても、弁護士判断を材料とするのであれば、弁護士の名前と連絡先を教えてください。

> 弁護士の名前さえ明らかにしない場合、理由を付け加えてください。

>

> よろしく申し上げます。

>

> 野村

>

>

> 2023年8月24日(木) 11:18 総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>:

>

>> 野村 一也 様

>>

>> いつも大変お世話になっております。蘭越町 坂野です。

>> 町長・副町長への面会ですが、弁護士に相談したところ「係争中に相手方と会うのは控えるべき」とのことでした。

>> 聞きたい内容については、係争中の内容にも係わることなので、会って話するのは控えたいと思

います。

>> ただ、係争中の内容以外のことでしたら、お答えすることは可能ですので、文書で質問いただければ可能な限り文書で回答させていただきます。

>>

>> * * * * *

>> 〒048-1392 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

>>

>> 蘭越町総務課 主幹 坂野 孝洋

>>

>> TEL : 0136-55-6831 FAX : 0136-57-5112

>> Email : soumuka@town.rankoshi.lg.jp

>> * * * * *

>>

>>

>

=====
蘭越町役場 総務課総務係

〒048-1392

北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

TEL : 0136-55-6832

FAX : 0136-57-5112

E-Mail : soumuka@town.rankoshi.lg.jp

=====

3 1 - 1 (4)



Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

【蘭越町】面会への回答

Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

2023年8月25日 13:43

To: 総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>

坂野殿

質問への回答が足りません。もう一度お尋ねします。

坂野さんの文章は、次のどちらなのか、主語をはっきりさせてください。

1. 町長と副町長は、弁護士に相談した結果を受けて、「係争中に相手方と会うのは控えるべき」と発言した。
2. 町長と副町長は、弁護士が「係争中に相手方と会うのは控えるべき」と言ったと主張した。

この質問は、坂野さんが主体となっていたことなので、弁護士に聞くべきことではありません。
坂野さん自身が、必要なら町長/副町長に確認して、ご自分で私に回答することを求めます。

野村

2023年8月25日(金) 12:55 総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>:

[元のメッセージ非表示]

3 1 - 1 (5)



Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

【蘭越町】面会への回答

Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

2023年8月29日 9:48

To: 総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>

坂野殿

8月25日に送ったメールを見落とされているようなのでリマインドします。
私が聞いているのは、坂野さんが主体となっていたことに対する質問です。

電話で伝えた通り、この不存在については、審査請求を行う予定です。
審査対象は特定の文書となりますが、背景事情として、チセヌプリの譲渡および譲渡後の運営を打
合せる記録をまったく残していない問題を
第三者機関に認めさせるステージになり得ると期待しています。

そうした手間を第三者機関にかけさせる前に、
蘭越町、あるいは坂野さん個人が、誠意を持って回答すべきことだと思います。
弁護士を盾にすれば、だんまりですまされることはありません。

誠意ある回答をお待ちします。

野村

2023年8月25日(金) 13:43 Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>:

[元のメッセージ非表示]

3 1 - 1 (6)



Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

【蘭越町】面会への回答

総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>
To: KazuyaNomura <webpbi@gmail.com>

2023年8月30日 13:26

野村 一也 様

いつも大変お世話になっております。蘭越町 坂野です。

野村さんの8/29のメールありました「8月25日に送ったメールを見落とされているようなのでリマインドします。」ですが、

見落としているわけではなく、結果として弁護士判断を採用したため、弁護士の方の名前と連絡先を伝えたものです。

野村さんが8/24のメールで書いている2つの文章はどちらも正確ではないため、経緯を書きますが、野村さんの面会希望を副町長に伝えた際、副町長が「係争中の相手方と会うのはいいのか？」と疑問に思ったため、総務課長が弁護士に電話で聞いたところ、弁護士から「係争中の相手方と会うのは控えるべき」との回答があったものです。

8/24、12時3分の野村さんからのメールで「上記1と2のどちらであっても、弁護士判断を材料とするのであれば、弁護士の名前と連絡先を教えてください。」とあったことから、結果として弁護士判断を採用したため、私から8/25、13時43分のメールを送ったものですが、その後、弁護士の方に連絡はとったのでしょうか？

8/24、11時4分のメールにも書きましたが、係争中の内容以外のことでしたら、お答えすることは可能ですので、文書で質問いただければ可能な限り文書で回答させていただきます。

質問の際は、「電話で伝えた通り」では回答も不正確になってしまいますので、いつの、何の、どんな内容が明確に記載した上でお願いいたします。

〒048-1392 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

蘭越町総務課 主幹 坂野 孝洋

TEL : 0136-55-6831 FAX : 0136-57-5112

Email : soumuka@town.rankoshi.lg.jp

> 坂野殿

>

> 8月25日に送ったメールを見落とされているようなのでリマインドします。

> 私が聞いているのは、坂野さんが主体となっていたことに対する質問です。

>

> 電話で伝えた通り、この不存在については、審査請求を行う予定です。

> 審査対象は特定の文書となりますが、背景事情として、チセヌプリの譲渡および譲渡後の運営を打合せる記録をまったく残していない問題を

> 第三者機関に認めさせるステージになり得ると期待しています。

>

> そうした手間を第三者機関にかけさせる前に、

> 蘭越町、あるいは坂野さん個人が、誠意を持って回答すべきことだと思います。

> 弁護士を盾にすれば、だんまりですまされることはありません。

>

> 誠意ある回答をお待ちします。

>

> 野村

>

> 2023年8月25日(金) 13:43 Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>:

>

> > 坂野殿

> >

> > 質問への回答が足りません。もう一度お尋ねします。

> > 坂野さんの文章は、次のどちらなのか、主語をはっきりさせてください。

> >

[元のメッセージ非表示]